

平成26年度

第2回 宇都宮市子ども・子育て会議(教育・保育部会)

「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の
教育・保育提供区域及び確保方策における
制度概要・スケジュールについて

平成26年6月26日



宇都宮市

子ども部 保育課

第1 制度概要・スケジュール

1 議事の内容

- 「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」(以下「支援事業計画」)の必須記載事項である、以下の事項についてご意見をいただく。



- 「教育・保育提供区域の設定」について
- 教育・保育提供区域ごとの量の見込みに応じて定める、供給体制の「確保方策の考え方」について

2 支援事業計画策定に向けた今後のスケジュール(予定)

- 7月 1日 子ども・子育て会議(本会) 「教育・保育提供区域の設定」及び「確保方策の考え方」について
- (○ ~7月11日 施設への意向調査 確保方策に結果を反映)
- 8月 子ども・子育て会議(部会) 計画の素案について
- 9月 子ども・子育て会議(本会) 計画の素案について
- 9月 パブリックコメント, 栃木県への報告等
- 11月 子ども・子育て会議(部会・本会) パブリックコメントの結果について
- 2月 計画策定

3 教育・保育提供区域及び確保方策の概要

(1) 支援事業計画（区域設定や確保方策）の目的

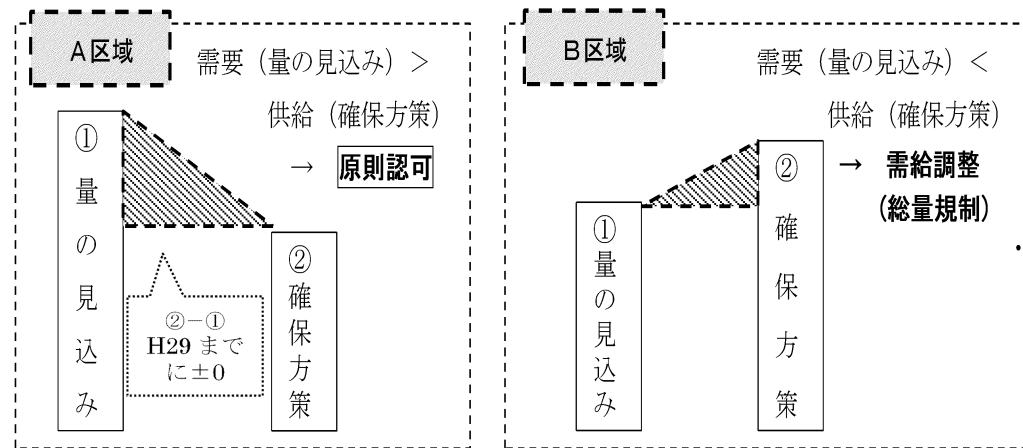
- 新制度は、幼児期の教育・保育はもとより、地域の様々な構成員がそれぞれの役割を果たし、地域における多様な子ども・子育て支援を充実していくもの
 - そのため、「支援事業計画」において、様々な教育・保育サービスを位置付け、子どもや子育て家庭のサービス利用を踏まえた区域を設け、多様なニーズに応じた供給体制確保を図る。
- ⇒ このことにより、子どもや子育て家庭の状況に応じた切れ目のない適切な支援を行っていくことを目的としている。

(2) 区域設定の概要

【区域の制度的位置付け（国）】

- 教育・保育施設（認定こども園，幼稚園，保育所）や地域型保育事業（小規模保育，家庭的保育，事業所内保育等）の供給基盤整備等にあたっての単位となる。
- 認可における需給調整の判断基準となる。
- ただし，通学区区のように，区域外の施設への通園を制限するものではない。

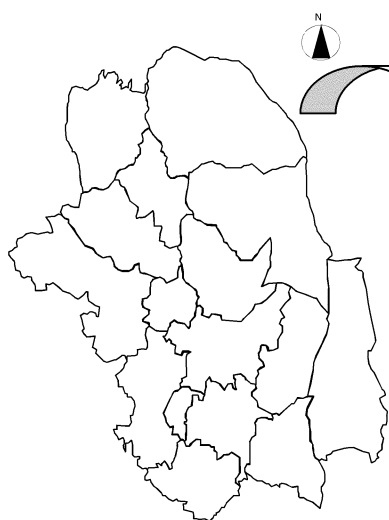
<区域と認可のイメージ>



区域設定にあたっては…

国の基本指針を踏まえ

区域を設定



【国の基本指針】

- 地理的条件，人口，交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案する。
- 小学校区，中学校区，行政区単位等，地域の実情に応じて，保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域とする。
- 教育・保育施設や地域型保育事業，また，地域子ども・子育て支援事業（子育てサロン事業等）を通じて共通の区域設定をすることを基本とするが，実態に応じて「事業」ごとに設定が可能である。

事業の特性等によっては全市1区域となる

〇〇区域

〇〇区域

〇〇区域

(3) 確保方策の概要

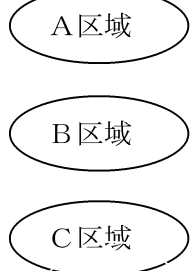
【国の基本方針】

- 区域ごとの毎年度の教育・保育等の「量の見込み」に対応した、提供体制の「確保の内容・実施時期（確保方策）」を定める。
- 教育・保育施設（認定こども園，幼稚園，保育所），地域型保育事業（小規模保育事業等）については，平成29年度末までに待機児童解消を目指すこととしている。（「待機児童解消加速化プラン」の年次目標）
- なお，認定こども園の普及促進のため，子ども・子育て会議で議論をした上で，たとえ，供給超過の区域であっても，既存の幼稚園・保育所が認定こども園への移行を希望する場合，認可・認定基準を満たす限り，認可・認定を行う（需給調整の特例措置）ものとされている。

<教育・保育施設，地域型保育事業>

区域ごとに確保方策を定める

今回は、「考え方」を議事とし，施設への意向調査結果を反映させた上で，「計画素案」に盛り込む（8月）



<支援事業計画：教育・保育施設，地域型保育事業>

A区域	27年度			28年度			29年度		
	1号	2号※	3号	1号	2号※	3号	1号	2号※	3号
①量の見込み	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
②確保方策 教育・保育施設 (認定こども園, 幼稚園, 保育所) 地域型保育事業 (小規模, 家庭的, 事業所内保育等)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	300人	170人
	—	—	20人	—	—	30人	—	—	30人
②-①	0	0	▲100	0	0	▲20	0	0	0

2号の見込みについては、「幼児教育希望」と「その他」に分けて算定

■区域の特性を踏まえ「教育・保育施設」と「地域型保育事業」に分け，それぞれの確保量を設定する。

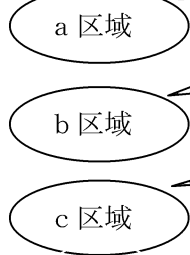
■量の見込みに対応した確保方策を設定する。（基本指針では，平成29年度末までに待機児童解消を目指すこととされている。）

<地域子ども・子育て支援事業>

- ①妊婦に対する健康診査 ②こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業） ③養育支援訪問等事業
 ④子育てサロン（地域子育て支援拠点事業） ⑤利用者支援事業 ⑥一時預かり事業（保育所型・幼稚園型）
 ⑦ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業） ⑧子育て短期支援事業 ⑨時間外保育事業 ⑩病児保育事業
 ⑪子どもの家等事業（放課後児童健全育成事業）
 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業
 （ただし、⑫・⑬については、区域の設定を行わない事業）

事業ごと、区域ごとに確保方策を定める

〇〇事業



<支援事業計画：地域子ども・子育て支援事業>

〇〇事業	a 区域	27年度	28年度	31年度
①量の見込み		200人	200人	200人
②確保方策		80人	150人	200人

■事業により、単位や記載の方法は異なる

△△事業

上記同様に、区域ごとに確保方策を定める